□ 登録申請書

□ 利用申請書

津山市病児保育事業

年　　月　　日

　　津山市長　　　　殿

申請者　住所

(保護者)氏名

電話番号

　津山市病児保育事業実施要綱第6条第1項及び第7条第1項の規定により，次のとおり申請します。なお，申請に当たり所得等について公簿により確認され、本事業に係る該当施設に登録状況を通知されることに同意します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①児童氏名(ふりがな)氏　名 | ②生年月日(満　　歳)　年　 　月 　　日生 | ③在園(所，学)施設名 |
| ④利用希望日（日付及び日数）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　[ ]日間 |
| ⑤利用児童の状態 |
| (イ)病　名（病気の種類） | (a) 日常罹患する疾病（感冒、消化不良等） (b) 感染性疾患（はしか、水痘、風疹等）(c) 慢性疾患（喘息等） (d) 外傷性疾患（熱傷等）(e) その他（　　　　　　　　　） |
| (ロ)発病年月日 | 　　　 　　年　　　月　　　日（推定年月日） |
| (ハ)病状及び経過等 |  |
| (ニ)かかりつけの診療機関名 |  |
| ⑥児童を看護できない理由 | (a) 勤務の都合　 (b) 疾病　　(c) 事故　　 (d) 出産　　(e) 冠婚葬祭(f) その他（　　　　　　　　　） |
| ⑦児童の世帯状況（年度内にすでに登録申請していて、世帯の変更がない方は、以下の欄は記入不要です。） |
| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 勤務先及び電話番号 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 認定欄(記入不要です。) |
| 対象者 | 利用料 | 登録番号 |
| 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・その他の世帯 | 　 | 　 |

（注意事項）

１　登録申請及び利用申請について

　　　病児保育事業の登録申請は年度ごとに必要です。登録申請した日からその年度の年度末まで病児保育を利用することができるようになります。

　　　実際に病児保育施設を利用するときは、利用申請が必要です。登録申請と利用申請は同時に病児保育施設で行うことができます。

（１）登録申請のみをするとき

　　　「□ 登録申請書」にのみチェックし、申請日、申請者、①、②、③、⑦の欄を記入してください。提出先は、津山市子育て推進課または津山市内の病児保育施設です。

（２）年度内で初めて利用するとき

　　●（１）の登録申請をしていない方

　　　　病児保育事業の登録申請は年度ごとに必要です。年度内で初めて病児保育事業を利用申請する時に、その年度の登録申請をまだ済まされていない方は、同時に登録申請をしてください。

　　　「□ 登録申請書」と「□ 利用申請書」の両方にチェックし、申請日、申請者、①～⑦の欄を記入してください。提出先は、津山市内の病児保育施設です。

　　●（１）の登録申請をすでにしている方

　　　「□ 利用申請書」にのみチェックし、申請日、申請者、①～⑥の欄を記入してください。提出先は、津山市内の病児保育施設です。

（３）年度内で2回目以降の利用のとき

　　　「□ 利用申請書」にのみチェックし、申請日、申請者、①～⑥の欄を記入してください。提出先は、津山市内の病児保育施設です。

２　利用料について

病児保育事業の利用料は，児童1人につき1日につき2,000円です。なお、食事の提供を受けた場合は、利用料のほかに1食につき400円の実費がかかります。

　　以下に該当する場合は、利用料の減免を受けることができます。

　　※津山市以外に住所のある方は、津山市病児保育事業利用料減免申請書を提出する必要があります。

　　(1)　生活保護法の規定による被保護者世帯　児童1人1日につき2,000円の減額

　　(2)　市町村民税非課税世帯　児童1人1日につき1,000円の減額